

施術所を開設した皆様へ

施術所開設の「副本」を交付しますので、下記の事項に留意の上、施術所の管理・運営に万全を期すようお願い致します。

記

- 1 この開設届の「副本」は、開設した証となる書類です。大切に保管してください。
- 2 開設届に記載してある事項を変更する場合は、変更後10日以内に届出が必要となります。

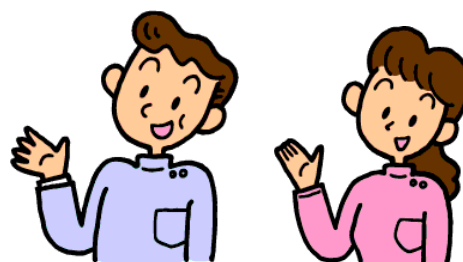
(届出が必要な変更事項)

- ① 開設者の住所及び氏名 (個人開設：氏名の変更は婚姻などによる場合)
(法人開設：氏名の変更は法人名称を変更する場合)
 - ② 施術所の名称
 - ③ 開設場所 (住居表示が変更になった場合など)
 - ④ 業務の種類 (あん摩マッサージ指圧業に、はり業を追加する場合など)
 - ⑤ 業務に従事する施術者 (新しく雇用した施術者の免許証が必要です)
 - ⑥ 構造設備の概要 (事前にご相談ください)
- 3 廃止・休止・再開した時は10日以内に届出をしてください。

注意事項

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」と「柔道整復師法」は別法律です。開設届や変更届は、それぞれに必要なとなります。

- 4 新たに新規開設届が必要となる場合
 - ① 開設者が変わった場合 (例：個人開設→法人開設)
 - ② 開設場所が変わった場合 (例：移転)



(裏面に続く)

5 広告に関する規制

原則として法律に定められた事項以外は、広告できません。

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項について
広告できません。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項より)

広告できない例：○○流、万病に効く鍼、精力増進に顕著な効果があるマッサージ など

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第7条第1項第5号の規定に基づく広告し得る事項より

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）
 - 1 もみりようじ
 - 2 やいと、えつ
 - 3 小児鍼（はり）
 - 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
 - 5 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 6 予約に基づく施術の実施
 - 7 休日又は夜間における施術の実施
 - 8 出張による施術の実施
 - 9 駐車設備に関する事項

「柔道整復師法」第24条第1項第4号に規定に基づく広告し得る事項より

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第70号）
 - 1 ほねつぎ（又は接骨）
 - 2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - 3 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 4 予約に基づく施術の実施
 - 5 休日又は夜間における施術の実施
 - 6 出張による施術の実施
 - 7 駐車設備に関する事項